

タイムカードの打刻忘れ…。払わなくて良い？

先日、スタッフが15名ほどいるA医院の院長先生から、『最近、スタッフがタイムカードの打刻を忘れることが多くなっています。そのため、給与計算時に確認の時間を取られて、大変です…。再発防止のため懲罰的な意味も込めて、“**打刻を忘れた場合は欠勤扱いにする**”、要は、“**払わない**”ということには出来ないのでしょうか…。』というご相談がありました。

タイムカードの打刻忘れが多くなると、院長先生の仰る通り、勤怠管理が煩雑になり、時間と手間が掛かる上に「**計算ミス**」も起こり得ますし、それが労使のトラブルに発展することも多々あるため、出来れば避けたいところです。

しかしながら、こちらの手間を知らずしてか、自分たちに怠慢があっても間違いなく支払われるのが当然と思っているスタッフには、やはり、院長先生が仰るように、懲罰的な扱いをしてでも理解させたいと考えるのは当然のことかと存じます。

とは言うものの、それが果たして法的にはどうなのか、何か妙案はないのか、今号にて考えて参りたいと思います。

【そもそも打刻忘れがあった日は欠勤扱いに出来るのか？】

さて、冒頭で少しお話が出ておりました、『実際には働いていたが、タイムカードの打刻を忘れた日』について、そもそも「欠勤扱い」とすることが出来るのでしょうか…？

結論から申し上げますと、残念ながら**欠勤扱いは出来ません**。むしろ、当日、働いていることが確認出来ている場合、支払わなければ**「違法」**となってしまいます。

タイムカードを押し忘れた本人に落ち度はあるものの、「打刻忘れ＝働いていない」ということではありませんので、欠勤扱いには出来ず、『**実際に労働した時間分の賃金を支払う**』のが**使用者の義務**ということなのです。また、それだけではなく、『**実際の労働時間と打刻時間に乖離がある場合、それを補正する**』のも**使用者の義務**なのです…。

タイムカードを押し忘れたとなると、実際の労働時間とは乖離している状態と言えますので、実態調査(本人とその日勤務していたスタッフへの聞き取り等)を実施して時間の補正を行った上で、賃金を支払わなければいけません。

【「打刻忘れ」に“罰則”は適用出来るのか？】

タイムカードの打刻忘れを理由に欠勤扱いには出来ないことは上述の通りですが、打刻忘れそのものというより、その行為が「職場の規律や秩序を乱す行為」或いは「ルールを遵守しない行為」として就業規則に規定し、罰則を定めておけば、『**制裁**』による**“減額”**は可能となります。

尚、「制裁による減額」の留意点は、1回の減額実施で減額できる額は**1日分の平均賃金の半額まで、何度も減額を実施する場合、1賃金支払期(例えば1ヶ月間)での総額の1割までと定められている(※)**ということです。

(※) 労働基準法第91条

ちなみに、『タイムカードの打刻忘れがあった場合は欠勤扱いにする』等の条文は、**労働基準法第24条『全額払の原則』に反する**ことになるため、定めることは出来ません。

【打刻忘れの防止策に取り組んだA医院の結果は…？】

A医院では、これまで、タイムカードの打刻忘れが発覚した際、本人に確認して修正するのみで、特に厳しく叱責したり、ルールを設けたりすることはありませんでしたが、**これを機に思い切って色々なルールを決めることにしました**。

まず、打刻忘れを行った場合、その都度、『始末書』を院長先生に提出し(譴責)承認印をもらうだけでなく、**一定期間に2回以上繰り返すようであれば減給に繋がるような規定**としました(「**譴責**」を**2回以上繰り返した場合、「減給」になる流れ**)。狙いは、制裁を与えるのではなく、「打刻忘れ防止」です。まずは『**打刻を忘れると面倒**』と意識してもらうことが抑止力に繋がると考え、ルール化しました。

次に、防止策としてタイムカード不要の勤怠管理システムも検討しましたが、**「コストを掛ける前に自分たちで出来ることからやろう！」**ということになり、以下の策を講じました。

□ タイムレコーダー置き場、及び周辺の整理整頓

場所自体は悪くなかったのですが、散らかっていた状態だったので、打刻しやすいように**整理整頓**してもらいました。

□ リマインダー表示

『**出退勤時のタイムカード打刻を忘れずに!**』という**注意書き**を目に入る場所に掲示するようにしました。

□ 担当者(当番)を決めて毎日確認をする

始業前・終業後にその日の**当番が打刻忘れはないかを確認**するようにしました。

これらの取り組みの結果、レコーダー置き場だけでなく、院内の整理整頓が進み、また、タイムカードだけではなく色々な注意書き(エアコンや各種電源等)が現れ、当番がタイムカード以外でも色々な確認を行うシステムになり、**結果的に、規律意識の高い、前向きな医院に生まれ変わりました(もちろん、打刻忘れが無くなったのは言うまでもありません!)**。